

		<p>3～4日型 1,653,000円</p> <p>5日型 3,247,000円</p> <p>6・7日型 2,847,000円</p> <p>(イ)地域支援 1,592,000円</p> <p>(ウ)特別支援対応加算 1,111,000円</p> <p>(エ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円</p> <p>(オ)育児参加促進講習休日実施加算 425,000円</p> <p>(2)出張ひろば 1,646,000円</p> <p>(3)小規模型指定施設</p> <p>ア 基本分 3,187,000円</p> <p>イ 加算分 1,594,000円</p> <p>(4)連携型</p> <p>ア 基本分</p> <p>3～4日型 2,075,000円</p> <p>5～7日型 3,257,000円</p> <p>イ 加算分</p> <p>(ア)地域の子育て力を高める取組 498,000円</p> <p>(イ)特別支援対応加算 1,111,000円</p> <p>(ウ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円</p> <p>(エ)育児参加促進講習休日実施加算 425,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額（加算分も含む）ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。</p> <p>2 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <p>(1)改修費等 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>(2)礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。</p>	
一時預かり事業	一時預かり事業（一	<p>1 運営費</p> <p>(1)一般型</p> <p>ア 一般型対象児童（イ～エを除く）（1か所当たり年額）</p>	一時預かり事業の実

般分)

(ア) 基本分

- ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。

施に必要
な費用

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,833,000円
300人以上900人未満	3,105,000円
900人以上1,500人未満	3,321,000円
1,500人以上2,100人未満	4,797,000円
2,100人以上2,700人未満	6,273,000円
2,700人以上3,300人未満	7,749,000円
3,300人以上3,900人未満	9,225,000円
3,900人以上4,500人未満	10,701,000円
4,500人以上5,100人未満	12,177,000円
5,100人以上5,700人未満	13,653,000円
5,700人以上6,300人未満	15,129,000円
6,300人以上6,900人未満	16,605,000円
6,900人以上7,500人未満	18,081,000円
7,500人以上8,100人未満	19,557,000円
8,100人以上8,700人未満	21,033,000円
8,700人以上9,300人未満	22,509,000円
9,300人以上9,900人未満	23,985,000円
9,900人以上10,500人未満	25,461,000円
10,500人以上11,100人未満	26,937,000円
11,100人以上11,700人未満	28,413,000円
11,700人以上12,300人未満	29,889,000円
12,300人以上12,900人未満	31,365,000円
12,900人以上13,500人未満	32,841,000円
13,500人以上14,100人未満	34,317,000円
14,100人以上14,700人未満	35,793,000円
14,700人以上15,300人未満	37,269,000円
15,300人以上15,900人未満	38,745,000円
15,900人以上16,500人未満	40,221,000円
16,500人以上17,100人未満	41,697,000円
17,100人以上17,700人未満	43,173,000円
17,700人以上18,300人未満	44,649,000円
18,300人以上18,900人未満	46,125,000円

18,900人以上19,500人未満	47,601,000円
19,500人以上20,100人未満	49,077,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,833,000円
300人以上900人未満	2,979,000円
900人以上1,500人未満	3,200,000円
1,500人以上2,100人未満	4,622,000円
2,100人以上2,700人未満	6,044,000円
2,700人以上3,300人未満	7,466,000円
3,300人以上3,900人未満	8,888,000円
3,900人以上4,500人未満	10,310,000円
4,500人以上5,100人未満	11,732,000円
5,100人以上5,700人未満	13,154,000円
5,700人以上6,300人未満	14,576,000円
6,300人以上6,900人未満	15,998,000円
6,900人以上7,500人未満	17,420,000円
7,500人以上8,100人未満	18,842,000円
8,100人以上8,700人未満	20,264,000円
8,700人以上9,300人未満	21,686,000円
9,300人以上9,900人未満	23,108,000円
9,900人以上10,500人未満	24,530,000円
10,500人以上11,100人未満	25,952,000円
11,100人以上11,700人未満	27,374,000円
11,700人以上12,300人未満	28,796,000円
12,300人以上12,900人未満	30,218,000円
12,900人以上13,500人未満	31,640,000円
13,500人以上14,100人未満	33,062,000円
14,100人以上14,700人未満	34,484,000円
14,700人以上15,300人未満	35,906,000円
15,300人以上15,900人未満	37,328,000円
15,900人以上16,500人未満	38,750,000円
16,500人以上17,100人未満	40,172,000円
17,100人以上17,700人未満	41,594,000円
17,700人以上18,300人未満	43,016,000円
18,300人以上18,900人未満	44,438,000円

18,900人以上19,500人未満	45,860,000円
19,500人以上20,100人未満	47,282,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

(イ) 基幹型施設加算 1,150,000円

イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額）

（子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）

(ア) 平日分 400円

(イ) 長期休業日（8時間未満） 400円

(ウ) 長期休業日（8時間以上） 800円

(エ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）
800円

(オ) 長時間加算

（(ア)(イ)については4時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間）、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用）

・超えた利用時間が2時間未満 100円

・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円

・超えた利用時間が3時間以上 300円

ウ 緊急一時預かり対象児童（児童1人当たり日額）

4,400円

エ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算

（児童1人当たり日額） 3,600円

オ 利用者負担軽減（児童1人当たり日額）

・生活保護法による被保護者世帯 3,000円

・市町村民税非課税世帯 2,400円

・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯
2,100円

・その他要支援児童のいる世帯 1,500円

※ オは緊急一時預かりを除く。

(2) 幼稚園型 I

ア 在籍園児分（ウを除く）（児童 1 人当たり日額）

(ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)

I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設

- ① 平日 400円
- ② 長期休業日（8時間未満） 400円
- ③ 長期休業日（8時間以上） 800円

II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設

- ① 平日
(1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円
(10円未満切り捨て)
- ② 長期休業日（8時間未満） 400円
- ③ 長期休業日（8時間以上） 800円

(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)

800円

(ウ) 長時間加算

I (ア) I ①及び(ア) II ①については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、(ア) I ③、(ア) II ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合

- ・ 超えた利用時間が2時間未満 150円
- ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円
- ・ 超えた利用時間が3時間以上 450円

II (ア) I ②及び(ア) II ②については4時間を超えた利用の場合

- ・ 超えた利用時間が2時間未満 100円
- ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円
- ・ 超えた利用時間が3時間以上 300円

(エ) 保育体制充実加算

I 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設 1か所当たり年額 2,892,400円

II 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設 1か所当たり年額 1,446,200円

①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平

日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。

②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上(預かり)を実施していること。

③年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。

④児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第2号ロ(附則第56条第1項において読替え)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。

⑤教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。

(オ)就労支援型施設加算(事務経費)

1か所当たり年額 1,383,200円

※1 ※2③の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする

※2 次の要件を満たす施設に適用する。

①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること

②次のいずれかの要件を満たしていること

a 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること

b 3以上の市町村から園児を受け入れていること

c 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を実施していること

③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること

イ 在籍園児以外の児童分(ウ及び(3)を除く)(児童1人当たり日額)

(ア) 基本分 800円

(イ) 長時間加算(8時間を超えた利用)

・超えた利用時間が2時間未満 150円

・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が3時間以上 <p style="text-align: right;">450円</p>		
		<p>ウ 特別な支援を要する児童分（児童1人当たり日額）</p> <p style="text-align: right;">4,000円</p> <p>※ 以下のいずれかの要件を満たすと市町村が認める児童に適用する。</p> <p>(ア) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特别支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童</p> <p>(イ) 特别児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童</p> <p>※ 幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（1施設当たり年額）は、10,223,000円を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア(ア)Ⅰ③、ア(ア)Ⅱ③、ア(ウ)、ア(エ)、ア(オ)、イ(イ)及びウに係る基準額）を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない）。</p>		
		<p>(3) 幼稚園型Ⅱ（児童1人当たり日額）</p> <p>ア 2歳児</p> <p>Ⅰ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設</p> <p>(ア) 基本分 2,650円</p> <p>(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超えた利用時間が2時間未満 330円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 660円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 990円 <p>Ⅱ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設</p> <p>(ア) 基本分 2,250円</p>		

	(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）		
	・ 超えた利用時間が2時間未満	280円	
	・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	560円	
	・ 超えた利用時間が3時間以上	840円	
	イ 1歳児		
	(7) 基本分	2,250円	
	(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）		
	・ 超えた利用時間が2時間未満	280円	
	・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	560円	
	・ 超えた利用時間が3時間以上	840円	
	ウ 0歳児		
	(7) 基本分	4,500円	
	(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）		
	・ 超えた利用時間が2時間未満	560円	
	・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	1,120円	
	・ 超えた利用時間が3時間以上	1,680円	
	(4) 余裕活用型（児童1人当たり日額）		
	ア 基本分	2,400円	
	イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算		
	（児童1人当たり日額）	3,600円	
	ウ 利用者負担軽減（児童1人当たり日額）		
	・ 生活保護法による被保護者世帯	3,000円	
	・ 市町村民税非課税世帯	2,400円	
	・ 市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯	2,100円	
	・ その他要支援児童のいる世帯	1,500円	
	(5) 居宅訪問型（児童1人当たり日額）		
	ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童		
	利用時間4時間以上	9,000円	
	利用時間4時間未満	4,500円	
	イ 緊急一時預かり対象児童		
	利用時間4時間以上	12,100円	
	利用時間4時間未満	6,050円	
	ウ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算		

		(児童1人当たり日額)	3,600円		
	エ	利用者負担軽減(児童1人当たり日額)			
		・生活保護法による被保護者世帯	3,000円		
		・市町村民税非課税世帯	2,400円		
		・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯	2,100円		
		・その他要支援児童のいる世帯	1,500円		
		※ エは緊急一時預かりを除く。			
	(6)	災害特例型			
	ア	利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額(児童1人当たり月額)			
		※ 月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。			
	イ	利用児童の保護者が復旧活動等を行うために、当該児童が在籍する幼稚園等において、教育時間の前後又は長期休業日等に、本事業を利用する児童(児童1人当たり日額)	1,600円		
	ウ	ア、イ以外の児童(児童1人当たり日額)	4,650円		
	2	開設準備経費(1か所当たり年額)			
	(1)	改修費等	4,000,000円		
	(2)	礼金及び賃借料(開設前月分)	600,000円		
		※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。			
		※ (1)は災害特例型を除く。			
		※ (2)は一般型に限る。			

	一時預かり事業（その他分）	1 運営費の事務経費加算（一般型に限る） 2,670,000円	一時預かり事業の実施に必要な費用																																													
病児保育事業	病児保育事業（特定分、一般分・事業費）	1 病児対応型 (1) 基本分 1か所当たり年額 8,443,000円 うち改善分 2,538,000円 ※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること (2) 加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算 <table border="1" data-bbox="427 898 1115 2027"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額 (1か所当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人以上100人未満</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>100人以上150人未満</td><td>1,500,000円</td></tr> <tr><td>150人以上200人未満</td><td>2,000,000円</td></tr> <tr><td>200人以上300人未満</td><td>3,000,000円</td></tr> <tr><td>300人以上400人未満</td><td>4,000,000円</td></tr> <tr><td>400人以上500人未満</td><td>5,000,000円</td></tr> <tr><td>500人以上600人未満</td><td>6,000,000円</td></tr> <tr><td>600人以上700人未満</td><td>7,000,000円</td></tr> <tr><td>700人以上800人未満</td><td>8,000,000円</td></tr> <tr><td>800人以上900人未満</td><td>9,000,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,000人未満</td><td>10,000,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,100人未満</td><td>11,000,000円</td></tr> <tr><td>1,100人以上1,200人未満</td><td>12,000,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,300人未満</td><td>13,000,000円</td></tr> <tr><td>1,300人以上1,400人未満</td><td>14,000,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,500人未満</td><td>15,000,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上1,600人未満</td><td>16,000,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,700人未満</td><td>17,000,000円</td></tr> <tr><td>1,700人以上1,800人未満</td><td>18,000,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上1,900人未満</td><td>19,000,000円</td></tr> <tr><td>1,900人以上2,000人未満</td><td>20,000,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)	50人以上100人未満	1,000,000円	100人以上150人未満	1,500,000円	150人以上200人未満	2,000,000円	200人以上300人未満	3,000,000円	300人以上400人未満	4,000,000円	400人以上500人未満	5,000,000円	500人以上600人未満	6,000,000円	600人以上700人未満	7,000,000円	700人以上800人未満	8,000,000円	800人以上900人未満	9,000,000円	900人以上1,000人未満	10,000,000円	1,000人以上1,100人未満	11,000,000円	1,100人以上1,200人未満	12,000,000円	1,200人以上1,300人未満	13,000,000円	1,300人以上1,400人未満	14,000,000円	1,400人以上1,500人未満	15,000,000円	1,500人以上1,600人未満	16,000,000円	1,600人以上1,700人未満	17,000,000円	1,700人以上1,800人未満	18,000,000円	1,800人以上1,900人未満	19,000,000円	1,900人以上2,000人未満	20,000,000円	病児保育事業の実施に必要な経費	
年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)																																															
50人以上100人未満	1,000,000円																																															
100人以上150人未満	1,500,000円																																															
150人以上200人未満	2,000,000円																																															
200人以上300人未満	3,000,000円																																															
300人以上400人未満	4,000,000円																																															
400人以上500人未満	5,000,000円																																															
500人以上600人未満	6,000,000円																																															
600人以上700人未満	7,000,000円																																															
700人以上800人未満	8,000,000円																																															
800人以上900人未満	9,000,000円																																															
900人以上1,000人未満	10,000,000円																																															
1,000人以上1,100人未満	11,000,000円																																															
1,100人以上1,200人未満	12,000,000円																																															
1,200人以上1,300人未満	13,000,000円																																															
1,300人以上1,400人未満	14,000,000円																																															
1,400人以上1,500人未満	15,000,000円																																															
1,500人以上1,600人未満	16,000,000円																																															
1,600人以上1,700人未満	17,000,000円																																															
1,700人以上1,800人未満	18,000,000円																																															
1,800人以上1,900人未満	19,000,000円																																															
1,900人以上2,000人未満	20,000,000円																																															

2,000人以上2,200人未満	20,900,000円
2,200人以上2,400人未満	22,800,000円
2,400人以上2,600人未満	24,700,000円
2,600人以上2,800人未満	26,600,000円
2,800人以上3,000人未満	28,500,000円
3,000人以上3,200人未満	30,400,000円
3,200人以上3,400人未満	32,300,000円
3,400人以上3,600人未満	34,200,000円
3,600人以上3,800人未満	36,100,000円
3,800人以上4,000人未満	38,000,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1 か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費

1 か所当たり年額 3,634,000円

エ 研修参加費用

職員1人当たり年額 10,000円

オ 当日キャンセル対応加算

年間キャンセル回数	基準額（1か所当たり年額）
(1) 25回以上50回未満	247,900円
(2) 50回以上100回未満	502,500円
(3) 100回以上150回未満	670,000円
(4) 150回以上	1,005,000円

(3) 普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。

2 病後児対応型

(1) 基本分 1か所当たり年額 6,032,000円

うち改善分 2,225,000円

※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額
-----------	-----

		(1か所当たり年額)	
	50人以上100人未満	1,300,000円	
	100人以上150人未満	1,410,000円	
	150人以上200人未満	1,880,000円	
	200人以上300人未満	2,820,000円	
	300人以上400人未満	3,760,000円	
	400人以上500人未満	4,700,000円	
	500人以上600人未満	5,640,000円	
	600人以上700人未満	6,580,000円	
	700人以上800人未満	7,520,000円	
	800人以上900人未満	8,460,000円	
	900人以上1,000人未満	9,400,000円	
	1,000人以上1,100人未満	10,340,000円	
	1,100人以上1,200人未満	11,280,000円	
	1,200人以上1,300人未満	12,220,000円	
	1,300人以上1,400人未満	13,160,000円	
	1,400人以上1,500人未満	14,100,000円	
	1,500人以上1,600人未満	15,040,000円	
	1,600人以上1,700人未満	15,980,000円	
	1,700人以上1,800人未満	16,920,000円	
	1,800人以上1,900人未満	17,860,000円	
	1,900人以上2,000人未満	18,800,000円	
	2,000人以上2,200人未満	19,646,000円	
	2,200人以上2,400人未満	21,432,000円	
	2,400人以上2,600人未満	23,218,000円	
	2,600人以上2,800人未満	25,004,000円	
	2,800人以上3,000人未満	26,790,000円	
	3,000人以上3,200人未満	28,576,000円	
	3,200人以上3,400人未満	30,362,000円	
	3,400人以上3,600人未満	32,148,000円	
	3,600人以上3,800人未満	33,934,000円	
	3,800人以上4,000人未満	35,720,000円	
	※4,000人以上の場合は別途協議		
イ	送迎対応を行う看護師等雇上費		
	1か所当たり年額	5,400,000円	
ウ	送迎経費	1か所当たり年額	3,634,000円
エ	研修参加費用	職員1人当たり年額	10,000円

オ 当日キャンセル対応加算

年間キャンセル回数	基準額（1か所当たり年額）
（1）25回以上 50回未満	247,900円
（2）50回以上 100回未満	502,500円
（3）100回以上 150回未満	670,000円
（4）150回以上	1,005,000円

（3）普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。

3 体調不良児対応型

（1）基本分 1か所当たり年額 4,500,000円

（ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、
2,250,000円）

※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降
新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合

（2）加算分

ア 送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額 5,400,000円

イ 送迎経費 1か所当たり年額 3,634,000円

ウ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円

（3）改善分 1か所当たり年額 4,496,000円

（ただし、事業期間が6か月未満の施設にあって
は、2,248,000円）

※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施す
る施設の場合

4 非施設型（訪問型）（1か所当たり年額） 7,280,000円

（ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、
3,640,000円）

病児保
育（特

1 低所得者減免分加算（病児対応型）

（1）生活保護法による被保護者世帯

病児保
育事業

	定分・ 低所得 者減免 加算)	<p style="text-align: right;">5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯</p> <p style="text-align: right;">2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p> <p>2 低所得者減免分加算（病後児対応型）</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯</p> <p style="text-align: right;">5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯</p> <p style="text-align: right;">2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p>	の実施 に必要な 経費																															
子育て 援助活 動支援 事業（ ファミ リー・ ト・セ ンター 事業）	子育て 援助活 動支援 事業（ ファミ リー・ ト・セ ンター 事業）	<p>1 運営費（1市町村当たり年額）</p> <p>(1) 基本事業</p> <p>ア 基本分</p> <table border="1" data-bbox="469 1283 984 2018"> <thead> <tr> <th>会員数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20人～ 49人</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>50人～ 99人</td><td>1,800,000円</td></tr> <tr><td>100人～ 299人</td><td>2,000,000円</td></tr> <tr><td>300人～ 599人</td><td>2,800,000円</td></tr> <tr><td>600人～ 999人</td><td>4,000,000円</td></tr> <tr><td>1,000人～1,499人</td><td>8,100,000円</td></tr> <tr><td>1,500人～1,999人</td><td>12,100,000円</td></tr> <tr><td>2,000人～2,999人</td><td>16,200,000円</td></tr> <tr><td>3,000人～3,999人</td><td>20,200,000円</td></tr> <tr><td>4,000人～4,999人</td><td>22,200,000円</td></tr> <tr><td>5,000人～5,999人</td><td>24,300,000円</td></tr> <tr><td>6,000人～6,999人</td><td>26,300,000円</td></tr> <tr><td>7,000人～7,999人</td><td>28,300,000円</td></tr> <tr><td>8,000人～8,999人</td><td>30,300,000円</td></tr> </tbody> </table>	会員数	基準額	20人～ 49人	1,000,000円	50人～ 99人	1,800,000円	100人～ 299人	2,000,000円	300人～ 599人	2,800,000円	600人～ 999人	4,000,000円	1,000人～1,499人	8,100,000円	1,500人～1,999人	12,100,000円	2,000人～2,999人	16,200,000円	3,000人～3,999人	20,200,000円	4,000人～4,999人	22,200,000円	5,000人～5,999人	24,300,000円	6,000人～6,999人	26,300,000円	7,000人～7,999人	28,300,000円	8,000人～8,999人	30,300,000円	子育て 援助活 動支援 事業（ ファミ リー・ ト・セ ンター 事業） の実施 に必要な 経費	
会員数	基準額																																	
20人～ 49人	1,000,000円																																	
50人～ 99人	1,800,000円																																	
100人～ 299人	2,000,000円																																	
300人～ 599人	2,800,000円																																	
600人～ 999人	4,000,000円																																	
1,000人～1,499人	8,100,000円																																	
1,500人～1,999人	12,100,000円																																	
2,000人～2,999人	16,200,000円																																	
3,000人～3,999人	20,200,000円																																	
4,000人～4,999人	22,200,000円																																	
5,000人～5,999人	24,300,000円																																	
6,000人～6,999人	26,300,000円																																	
7,000人～7,999人	28,300,000円																																	
8,000人～8,999人	30,300,000円																																	

9,000人以上	32,400,000円
----------	-------------

イ 加算分

(ア) 支部の設置か所数に応じた加算

- ・ 10か所以上 10,100,000円
- ・ 10か所未満 支部数×1,000,000円

(イ) 24時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする）の実施による加算
360,000円

(ウ) 土日実施加算 1,800,000円

※ 土曜日、日曜日又は祝日に、以下の①及び②を合わせて年間30回以上実施する場合に適用。

- ① 会員登録を行うための事業説明会
- ② アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供会員との事前顔合わせ

(2) 病児・緊急対応強化事業

ア 基本分

預かり等の利用件数	基準額
～59件	1,800,000円
60件～119件	2,400,000円
120件～199件	3,800,000円
200件～299件	5,700,000円
300件～399件	7,700,000円
400件～599件	10,500,000円
600件～699件	14,500,000円
700件～799件	16,500,000円
800件～899件	18,600,000円
900件～999件	20,600,000円
1,000件以上	22,600,000円

イ 加算分

- (7) 近隣市町村会員受入 1,000,000円
- (4) 初年度体制整備（事業開始年度に限る） 4,000,000円

		<p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 500,000円</p> <p>(4) 預かり手増加のための取組加算 (ア) 出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合の加算 1,200,000円 (イ) 預かりを行う会員数の増加等に応じた加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>預かりを行う 会員数（前年度値）</th> <th>増加数・割合</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19人以下</td> <td>2人以上</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>20人～99人</td> <td>1割以上</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>100人～199人</td> <td>1割以上</td> <td>1,300,000円</td> </tr> <tr> <td>200人以上</td> <td>20人以上</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※援助を受ける会員は対象とならないため、人数に含めることは不可。 また、当該年度から新たに事業を開始した市町村は対象外とし、翌年度以降に申請可とする。</p> <p>(5) 提供会員の定着促進加算 500,000円</p> <p>(6) 地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算 1,500,000円</p> <p>2 開設準備経費（1市町村当たり年額） (1) 改修費等 4,000,000円 (2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。</p>	預かりを行う 会員数（前年度値）	増加数・割合	加算額	19人以下	2人以上	500,000円	20人～99人	1割以上	1,000,000円	100人～199人	1割以上	1,300,000円	200人以上	20人以上	1,500,000円		
預かりを行う 会員数（前年度値）	増加数・割合	加算額																	
19人以下	2人以上	500,000円																	
20人～99人	1割以上	1,000,000円																	
100人～199人	1割以上	1,300,000円																	
200人以上	20人以上	1,500,000円																	
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て	子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て	<p>1 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分） (1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入 (2) 研修のオンライン化 (1)、(2)の合計 500,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、</p>	ICT化推進事業 (令和5年度補正予算分)	の実施															

<p>支援事業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業を除く。）</p>	<p>支援事業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業を除く。） （特例措置分）</p>	<p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるように、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。</p> <p>(3) 通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるように、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。</p>	<p>に必要な経費</p>	
---------------------------------------	---	---	---------------	--

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金調書

市町村名

国		補助率	地方公共団体						備考	
			歳入			歳出				
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額
	円			円	円		円	円	円	円

(注)

1. 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式2 ((元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付申請書)

< 番 号 >
(元号) 年 月 日

〇 〇 地方厚生(支)局長 殿

〇 〇 市 町 村 長

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	国庫交付金交付申請額	特 定 分	金	円
		一 般 分	金	円
		その他分	金	円
		特例措置分	金	円
		合 計	金	円

2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書(別表1)

3 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他参考となる資料

< 番 号 >
(元号) 年 月 日

〇 〇 地方厚生(支)局長 殿

〇 〇 都 道 府 県 知 事

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額市町村別内訳表
- 2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付申請書
●●市外 ●市町村分

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 所要額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	国庫補助所要額				合計
		特 定 分	一 般 分	その他分	特例措置分	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
合計 (市町村分)						

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書

〇〇市町村

(元号)年 月 日<発番>で申請のあった(元号)年度子ども・子育て支援交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

(元号)年 月 日

〇〇都道府県知事

- 1 この交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号)年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に規定する事業であり、その内容は(元号)年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及びこの交付金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	特 定 分	金	円
	一 般 分	金	円
	その他分	金	円
	特例措置分	金	円
	合 計	金	円
交 付 決 定 額	特 定 分	金	円
	一 般 分	金	円
	その他分	金	円
	特例措置分	金	円
	合 計	金	円

- 3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。
- 4 この交付金は、交付要綱第5条に規定する事項を条件として交付するものとする。
- 5 事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号)年 月 日とする。

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金変更交付決定通知書

〇〇市町村

(元号) 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした(元号) 年度子ども・子育て支援交付金については、(元号) 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(元号) 年 月 日

〇〇都道府県知事

1 この交付金の交付の対象となる事業、その他は「(元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書」の各項によるものである。

2 この交付金の額は次のとおりである。

	特定分		一般分		その他分		特例措置分	
今回交付決定額	金	円	金	円	金	円	金	円
前回交付決定額	金	円	金	円	金	円	金	円
差引額	金	円	金	円	金	円	金	円

	合計	
今回交付決定額	金	円
前回交付決定額	金	円
差引額	金	円

3 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

別紙様式5 ((元号) 年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書)

< 番 号 >
(元号) 年 月 日

〇 〇 地方厚生(支)局長 殿

〇 〇 市 町 村 長

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書(別表1)
- 2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算額調書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画その他参考となる資料

< 番 号 >
(元号) 年 月 日

〇 〇 地方厚生(支)局長 殿

〇 〇 都 道 府 県 知 事

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書の提出について

(元号) 年 月 日<発番>により交付された(元号) 年度子ども・子育て支援交付金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表
- 2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書
●●市外 ●市町村分

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	交付金(国庫)所要額				交付金(国庫)交付決定額				交付金(国庫)受入済額				返納額		
		特 定 分	一 般 分	其 他 分	特 例 措 置 分	特 定 分	一 般 分	其 他 分	特 例 措 置 分	特 定 分	一 般 分	其 他 分	特 例 措 置 分		合 計	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
合計(市町村分)															

※「返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

< 番 号 >

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 交付額確定通知書

〇〇市町村

(元号)年 月 日<発番>をもって交付決定した(元号) 年度子ども・子育て支援交付金については、(元号)年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を以下のとおり確定したので通知する。

【なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号)年 月 日までに返還することを命ずる。】

特 定 分	金	円
一 般 分	金	円
その他分	金	円
特例措置分	金	円
合 計	金	円

(元号)年 月 日

〇〇都道府県知事

(施行注意)

【 】内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

＜ 番 号 ＞
(元号) 年 月 日

〇 〇 地方厚生(支)局長 殿

〇 〇 市 町 村 長

(元号) 年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

(元号) 年 月 日＜発番＞により交付決定のあった(元号) 年度子ども・子育て支援交付金について子ども・子育て支援交付金交付要綱第5条(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額(要国庫補助金等返還相当額)
金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費		寄付金その他の収入予定額		差引額		対象経費の支出予定額		国庫補助基準額		国庫補助基準額		国庫補助所要額	
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
I. 特定分														
延長保育事業														
放課後児童健全育成事業														
病児保育事業														
事業費合計														
低所得者減免加算合計														
特定分計														
II. 一般分														
利用者支援事業														
基本型及び特定型														
こども家庭センター型														
実費徴収に係る補給給付を行う事業														
日用品・文房具費等(教育・保育給付認定保護者)														
副食材料費(施設等利用給付認定保護者)														
多様な事業者の参入促進・能力活用事業														
新規参入施設等への巡回支援														
認定こども園特別支援教育・保育経費														
施設に付する小児保健等の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援														
放課後児童健全育成事業														
子育て短期支援事業														
短時間生活援助事業														
夜間選抜等事業														
乳児家庭全戸訪問事業														
養育支援訪問事業														
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業														
子育て世帯訪問支援事業														
児童育成支援拠点事業														
親子関係形成支援事業														
地域子育て支援拠点事業														
一時預かり事業														
一般型・余裕活用型及び居宅訪問型														
幼稚園型I及び幼稚園型II														
災害特別型														
病児保育事業														
子育て援助活動支援事業														
一般分計														
III. その他分														
放課後児童健全育成事業														
一時預かり事業														
その他分計														
合計														

(記入上の注意)

- ⑤欄には、交付要綱の別欄の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3(利用者支援事業の場合は2/3)を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表1(別葉)

事業名	総事業費		寄付金その他の 収入予定額	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	適定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
	①	②							
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
IV. 特別措置分									
利用者支援事業									
放課後児童健全育成事業									
子育て給付支援事業									
乳児健診全戸訪問事業									
養育支援訪問事業									
子育て世帯訪問支援事業									
児童育成支援拠点事業									
親子関係形成支援事業									
地域子育て支援拠点事業									
子育て種別活動支援事業									
特別措置分計									1/3
総合計									

(記入上の注意)

- 特別措置分表には、特別措置分のうち、1.地域子ども子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和5年度補正予算分)について記入すること。
- ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ①総合計4欄には、別表1の合計欄と、別表1(別葉)の「特別措置分」計1欄の額を合計した額を記入すること。

2. 延長保育事業

種類	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型(保育短時間認定)	①	②	③
2. 一般型(保育標準時間認定)			
3. 訪問型(保育短時間認定)			
4. 訪問型(保育標準時間認定)			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、(1)一般型(保育短時間認定)」「(2)一般型(保育標準時間認定)」「(3)訪問型(保育短時間認定)」「(4)訪問型(保育標準時間認定)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型(保育短時間認定)

No.	実施施設の名称	実施施設 の種類	事業実施 月数	延長時間	平均対象 児童数	短時間認定 在籍児童数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			前 後	合 算	前 後			
2			前 後	合 算	前 後			
3			前 後	合 算	前 後			
4			前 後	合 算	前 後			
計				合 算	前 後			

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の種類について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下)」「家庭的保育」のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、実施要綱4(1)④に基づき延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例: 前0.5 後0.5 合算1)
- ⑤欄は、実施要綱4(1)④に基づき平均対象児童数を記入すること。
- ⑥欄は、各月初日において在籍する短時間認定児童数を平均した数を記入すること。(小数点以下第1位を四捨五入)

(2)一般型(保育標準時間認定)

No.	実施施設の名称	実施施設 の種類	事業実施 月数	自園 調理等	延長時間	※22時以降実施の場合の内訳		夜間保 育所	平均対象児童数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
						~22時まで	22時以降				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
2			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
3			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
4			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
計				前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の種類について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下A)」「事業所内(19人以下B)」「家庭的保育(4人以上)」「家庭的保育(3人以下)」のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、「自園調理等」「その他」のいずれかを記入すること。
- ⑤~⑦欄は、実施要綱4(1)④に基づき延長時間を記入すること。
- ⑧欄は、②欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内(20人以上)」を記入した場合、22時以降も延長保育を実施する場合は、⑥欄には22時以降の延長時間を記入した上で、⑤欄にはその合計時間を記入すること。
- ⑨欄は、実施要綱4(1)④に基づき平均対象児童数を記入することとし、⑩欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内(20人以上)」を記入した場合、22時以降も延長保育を実施する場合は、⑨欄には22時までの平均対象児童数を、⑩欄には22時以降の平均対象児童数をそれぞれ記入すること。それ以外の実施施設の種類には、⑨欄のみ記入すること。

(3) 訪問型(保育短時間認定)

No.	実施施設の名 称	実施施設 の種類	事業実施 月数	延長時間	年間延べ 利用日数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1				前 後 合算	前 後		
2				前 後 合算	前 後		
3				前 後 合算	前 後		
4				前 後 合算	前 後		
5				前 後 合算	前 後		
計				前 後	前 後		

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の種類について、「居宅訪問型保育」以外のいずれかを記入すること。
- ③欄は、中途開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、実施要綱4(2)④に基づき延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例: 前0.5 後0.5 合算1)
- 1事業所で複数の児童を訪問している場合は、児童1名につき1行ずつ記入すること。

(4) 訪問型(保育標準時間認定)

No.	実施施設の名 称	実施施設 の種類	事業実施 月数	延長時間	年間延べ 利用日数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1				前 後	前 後		
2				前 後	前 後		
3				前 後	前 後		
4				前 後	前 後		
5				前 後	前 後		
計				前 後	前 後		

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の種類について、「居宅訪問型保育」以外のいずれかを記入すること。
- ③欄は、1月中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、実施要綱4(2)④に基づき延長時間を記入すること。

